



大津市公報

平 成 27 年 2 月 2 日
第 2 1 7 1 号

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則	
5	大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則..... 1
6	大津市まち・ひと・しごと創生本部設置規則..... 1
告 示	
26	字の区域の変更について..... 3
公 告	
	農地利用集積円滑化事業規程変更承認公告..... 3
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 3
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 4
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 4
	平成25年度における早期退職募集に係る募集実施要項等の公表に関する公告..... 5

規 則

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成27年 2 月 2 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 5 号

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例（平成26年条例第91号）の施行期日は、平成27年 2 月 6 日とする。

大津市まち・ひと・しごと創生本部設置規則を公布する。

平成27年 2 月 2 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 6 号

大津市まち・ひと・しごと創生本部設置規則

（設置）

第 1 条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第 1 項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、及びこれを推進するため、大津市まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 本部の所掌事務（以下「所掌事務」という。）は、次のとおりとする。

大津市人口ビジョンの策定に関すること。

大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進に関すること。

総合戦略についてその実施状況の総合的な検証を定期的に行うこと。

前 3 号に掲げるもののほか、総合戦略に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（組織）

第 3 条 本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- 本部長
- 副本部長
- 本部員
- 代表幹事
- 幹事

2 本部長は、市長の職にある者をもって充てる。

- 3 副本部長は、副市長の職にある者をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第 1 本部員の欄に掲げる職にある者をもって充て、及び別表第 2 本部員の欄に掲げる職にある者に対し市長が委嘱する。
- 5 代表幹事は、政策調整部政策監の職にある者をもって充てる。
- 6 幹事は、別表第 1 幹事の欄に掲げる職にある者をもって充て、及び別表第 2 幹事の欄に掲げる職にある者に対し市長が委嘱する。

(職務)

第 4 条 本部長は、本部の事務を総括するとともに、本部員、代表幹事及び幹事を指揮監督する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受けて、所掌事務を処理する。
- 4 代表幹事は、次項に規定する事務を統括する。
- 5 幹事は、調査、研究、企画、検討その他本部の所掌事務を処理するため必要な事務を担当する。

(会議)

第 5 条 本部の会議は、本部員会議及び幹事会議とする。

(本部員会議)

第 6 条 本部員会議は、本部長、副本部長、本部員及び代表幹事で構成し、所掌事務について審議する。

- 2 本部員会議は、本部長が招集し、その議長となる。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、本部員会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会議)

第 7 条 幹事会議は、代表幹事及び幹事で構成し、所掌事務を推進するため必要な事項で本部長が必要と認めるものについて審議する。

- 2 幹事会議は、代表幹事が招集し、その議長となる。
- 3 代表幹事は、必要があると認めるときは、幹事会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第 8 条 本部長は、専門の事項を調査し、及び検討するため必要があるときは、本部に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の組織及び運営については、本部長が別に定める。

(庶務)

第 9 条 本部の庶務は、政策調整部企画調整課において処理する。

(その他)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 2 月 5 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

部局	本部員	幹事
政策調整部	政策調整部長	
総務部	総務部長	総務部政策監
市民部	市民部長	市民部政策監
福祉子ども部	福祉子ども部長	福祉子ども部政策監
健康保険部	健康保険部長	健康保険部政策監
産業観光部	産業観光部長	産業観光部政策監
環境部	環境部長	環境部政策監
都市計画部	都市計画部長	都市計画部政策監
建設部	建設部長	建設部政策監
市民病院	院長	事務局次長

別表第 2 (第 3 条関係)

部局	本部員	幹事
企業局	公営企業管理者	次長
教育委員会事務局	教育長	教育部次長
消防局	消防局長	消防統括監

告 示

大津市告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の実施に伴い、真野佐川町における字の区域を次のとおり変更するので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年2月2日

大津市長 越 直 美

変更前		変更後
字	地番	字
ミコダ	155の1、157の1	滝ヶ谷

公 告

農地利用集積円滑化事業規程変更承認公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条の12第1項の規定により、農地利用集積円滑化事業規程（以下「規程」という。）の変更を承認したので、同条第2項において準用する同法第11条の11第5項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年1月19日

大津市長 越 直 美

- 1 団体の名称
レーク大津農業協同組合
- 2 農地利用集積円滑化事業の種類
農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号イに規定する農地所有者代理事業
農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号ロに規定する農地売買等事業
- 3 農地利用集積円滑化事業の実施地域
大津市の区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が整ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。）を除く。）

（平成27年1月19日揭示済）

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成27年1月19日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市八屋戸2362番地の22 金田 達雄	開発区域 大津市八屋戸字溝田784	開発区域 225.10㎡	平成27年 1月13日	第1219号

	番、同番 1 の一部、同番 3 及び同番 4 の一部 開発行為に関する工事の区域 大津市八屋戸字溝田 784 番 4 の一部	開発行為に関する 工事の区域 12.50m ²		
--	--	--	--	--

(平成27年1月19日揭示済)

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成27年1月20日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
大津市玉野浦 6 番26号201号室 株式会社日新地研 代表取締役 中村 正樹	開発区域 大津市坂本二丁目字廊ノ坊 180番 9 の一部、同番34の 一部、208番 2、209番及び 210番並びに上記地先大津 市法定外道路 開発行為に関する工事の区域 大津市坂本二丁目字廊ノ坊 180番 2 の一部、同番 4 の 一部、同番 9 の一部、同番 34の一部、同番36の一部及 び同番37並びに上記地先大 津市法定外道路及び普通河 川等	開発区域 2,298.95m ² 開発行為に関する工事の区域 258.88m ²	平成27年 1月19日	第1220号

(平成27年1月20日揭示済)

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成27年1月23日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
米原市顔戸2002番地 8 株式会社プラスエム 代表取締役 松居 利彰	開発区域 大津市大江二丁目字宮ノ下 1633番の一部、同番 1 の一 部及び1634番の一部並びに 上記地先大津市普通河川等 開発行為に関する工事の区域 上記地先大津市道	開発区域 2,998.49m ² 開発行為に関する工事の区域 82.70m ²	平成27年 1月22日	第1221号
大津市際川三丁目32番 7 号 株式会社真栄ハウジング 代表取締役 村山 栄基	開発区域 大津市下阪本六丁目字中島 2756番 1 開発行為に関する工事の区域	開発区域 1,225.88m ² 開発行為に関する工事の区域	平成27年 1月23日	第1222号

	大津市下阪本六丁目字中島 2752番 1 の一部及び同番16 並びに上記地先大津市法定 外道路	59.79㎡		
--	--	--------	--	--

(平成27年 1 月23日 掲示済)

平成25年度における早期退職募集に係る募集実施要項等の公表に関する公告

大津市職員退職手当支給条例（昭和37年条例第7号）第8条の3第18項の規定により、平成25年度に実施した定年前に退職する意思を有する職員の募集に係る募集実施要項及び認定応募者の数を次のとおり公表する。

平成27年 2 月 2 日

大津市長 越 直 美

- 1 募集実施要項 別紙のとおり
- 2 認定応募者の数

任命権者	認定応募者の数
市長	9 人
公営企業管理者	0 人
教育委員会	4 人
消防局長	2 人

(「別紙」は省略し、当該募集実施要項を大津市役所総務部人事課に備え置いて縦覧に供する。)